〈諮問文〉

３教高　第４３６号
平成３年９月12日

福島県学校教育審議会長　様

福島県教育委員会

生徒減少期における高等学校教育の在り方について

－高等学校教育の質的向上を目指して－（諮問）

福島県学校教育審議会条例第２条に基づき、下記のとおり理由を付して諮問いたします。

記

Ⅰ　諮問理由

１　現状

本県では、これまで、主として進学率の向上を図るためや、第二次ベビーブームにより急増する中学校卒業者をいかに受け入れるかという量的な視点に立って後期中等教育を進め、各高等学校の施設・設備や教育内容の充実を図るとともに、学校の適正配置や学級編制等に絶えず留意し、随時適切に対処してきた。

しかし、平成２年をピークとして増加の一途をたどってきた中学校卒業者数は、平成３年度以降一時的な増加はあるものの、ほぼ恒常的に減少する傾向を示している。このことは、本県のみの現象ではなく、全国的傾向としてすでに進行しており、国はこれらの状況を踏まえつつ新たな教育施策の検討を進めているところであり、先ごろの第14期中央教育審議会の答申においても、今後の高等学校教育改革のひとつとして捉え提言している。

また、時代の進展に即応した学科の編成については、職業学科だけでなく普通科等においても社会の要請や生徒の進路志向等にも対応し得る学科の新設・改編を行うなど一定の成果を得てきたところである。

しかし、近年の社会情勢は、過去に例を見ないほどの速さで変化し、その中での生活様式・行動様式の変化とも相まって、高等学校に学ぶ生徒の進路意識にも変容がみられるところであり、この状況を踏まえた学科の在り方についての検討が必要である。

さらに、著しく変貌する産業構造の中での職業学科の在り方についても、従来以上に柔軟な対応が求められている。

このような現況を的確に捉え、全県的視野に立つとともに各地区の状況を踏まえた検討が要請されているところである。

2　課題

以上のような状況のもとで、今後の本県教育のあるべき姿を展望し、次のことを課題として捉えることができる。

(1)　高等学校の適正規模・適正配置、及び学級編制の基準について

量的拡大を観点としたこれまでの収容対策実施の結果、一定程度の進学率が確保され、中学校卒業者の就学の機会は保証されてきたところであるが、質的充実の点からは、たとえば、急増対策としての臨時的学級増により１学年10クラスを超える大規模な学校が出現するなど必ずしも望ましいものとはなり得ていないのが実情である。

今後は、「魅力ある、特色ある」学校としての機能を十分に果たせるよう施設・設置の改善を図りながら、適正規模について検討し改善を図っていく必要がある。その際には、国の動向にも十分に留意しその方向に沿った対応が必要になろう。

さらに本県の人口動態の分析・精査を踏まえた各地区の状況や交通利便等の外的状況をも考慮して学校規模の適正化を図るとともに、各地区の状況に応じて適正に配置する必要があろう。

(2) 職業学科の在り方について

本県は産業界を支える人材の育成を主眼として職業学科を設置し、その内容の充実を図ってきた。

しかし、最近の産業構造の変化や生徒の進路意識の変化等により、普通科等への進学希望者が増加する傾向にある。

従って今後の職業学科の在り方については、普通科等と職業学科との比率についての再吟味をするなど慎重に検討し、各地区の適正な配置計画のなかに位置づけ、社会の要請に応え得る学科の改編を図る必要があろう。

(3) 男女共学の在り方について

本県の一部の高等学校においては、配置や収容能力等との関連から、男子単独あるいは女子単独の学校が存在している。これらの学校は各々独自の歴史をもち、また、地域・住民との深いつながりの中でそれぞれ存在意義を有するものであるが、男女雇用機会均等法の施行等により、一層男女共同社会が進行するなかで、本県においても、より多くの学校で共学校化を進めることが可能かどうか検討する必要がある。

II 諮問事項

以上の諸課題に適切に対応し施策を講ずることは極めて重要であり、下記３項目を諮問事項とし、これらの内容について御審議下さるよう諮問いたします。

「生徒減少期における高等学校教育の在り方について－高等学校の質的向上を目指して－」

① 学校・学科の適正規模・適正配置、及び学級編制の基準について
② 職業学科の在り方について
③ 男女共学の在り方について